

Q 深夜業に従事する者の健康診断は

A

深夜業は、本来の生活リズムとは異なり、身体に負担がかかる勤務形態ですから、通常の定期健康診断とは異なり、深夜業従事者については、深夜業への配置替えの際と6カ月以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。

健康診断項目は、定期健康診断の場合と同様ですが、医師が必要でないと認めた場合の省略基準が異なっていますので、注意してください。

健康診断実施後は、定期健康診断の場合と同様に、その結果に基づき異常所見者について、医師等からの意見聴取、就業上の措置等を講じなければなりません。

勤務時間の一部でも午後10時から午前5時までの時間帯にかかる場合は深夜の業務があるとされますし、交替制等の勤務の形態は問いません。

また、深夜勤務の頻度がどのくらいなら特定業務従事者の健康診断の対象となるかについて、直接定めた法令上の規定はありません。しかし、深夜業従事者の自発的健康診断制度(安衛法第66条の2)の対象者の要件が、受診前6カ月間を平均して1カ月当たり4回以上深夜業に従事した者とされている(安衛則50条の2)ことから考えると、月4回以上の深夜勤務などがその対象の目安となるものと考えられます。